

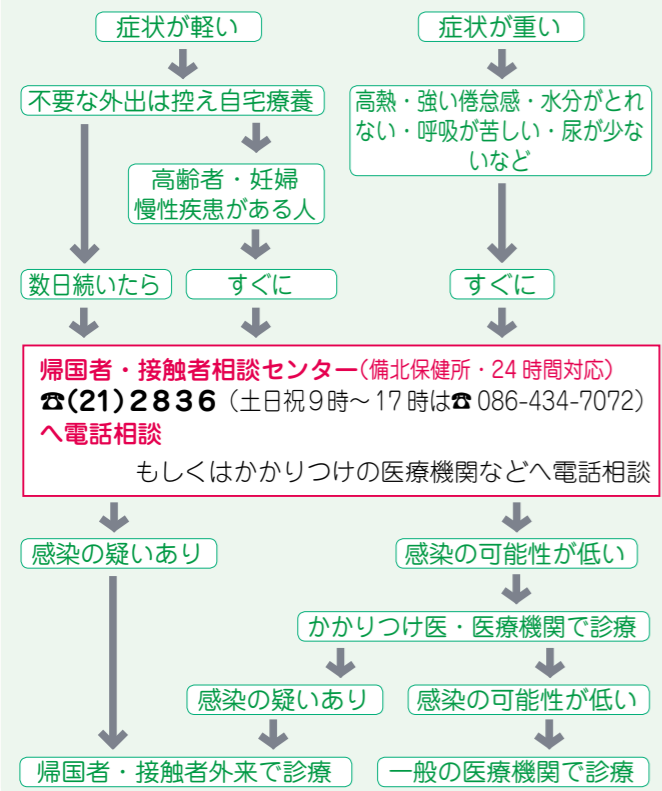
高梁医師会からのお願い

☎高梁医師会 ☎(22) 3801

かぜのような症状があるとき、受診をするか？ どこで受診したらいいのだろうか？ と考える人は多いと思います。また、慢性の病気の受診のためにかかりつけ医へ行っていいのだろうか？ と不安な人もいます。

高梁医師会では、新型コロナウイルス感染症の流行を受けて対策委員会を立ち上げ、地域医療が崩壊しないように話し合いを行っています。現在の診療体制と、感染症の診断治療についてお知らせします。

かぜの症状（発熱、鼻水、咳、のどの痛みなど）がある人は



慢性の疾患で、かかりつけ医を受診する人へ

- ・電話診療などを行っているところもありますので、各医療機関にお問い合わせください
- ・かぜの症状がなくても必ずマスクを着用し、待合室では他の人との距離を空けてください
- ・新型コロナウイルス感染症が発生して市内の医療機関が一部閉鎖する場合でも、医療機関が相互に協力する準備をしています

自宅療養時は家族への感染予防をしましょう

- ・できるだけ家族との接触を避け、なるべく部屋を分ける
- ・部屋を出るときはマスクをつけ、手指をアルコール消毒してから出る
- ・定期的に部屋を換気する(1～2時間に1回、5～10分程度)
- ・1日数回、ドアノブ、トイレのレバー、洗面台、スイッチ、リモコンなどの手がよく触れるところを、薄めた漂白剤やアルコールを含ませたティッシュで拭く
- ・看病や世話をする人を限定する(1人が望ましい)
- ・タオル、食器を分ける(できれば使い捨て容器)
- ・入浴は最後にする
- ・患者が出すごみはビニール袋に入れて密封する
- ・ごみや洗濯物を触る時は手袋とマスクを使用する

受診をするときの注意

- ①医療機関へ受診に行くときは、必ず事前に連絡をしてください。
- ②日曜日と祝休日の午前9時～午後5時の間は当番医が対応します。受診前にまずは電話でご相談ください。
- ③他の患者さんとの接触を避けるため、待つ場所、診察時間、診察場所などを分けています。各医療機関の指示に従ってください。
- ④必ずマスクを着用し、待合室では他の人との距離を空けてください。

老人ホーム・デイサービスなど社会福祉施設の対応

市内の各社会福祉施設では新型コロナウイルス感染症対策のため、次の取り組みを行っています。

利用者および家族の皆さんにはご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

入所施設、居住系のサービス

- ①面会など、外部の人の施設内への出入りを原則禁止しています。
- ②通所、短期入所などのサービス
- ③受け入れを制限することがあります。また、家庭での介護状況などを考慮して、利用回数の縮小などをお願いする場合があります。
- ④利用者の検温を行い、結果によって利用の可否を判断しています。
- ⑤利用時のマスク着用と手洗い、手指の消毒をお願いしています。
- ⑥本人や家族などが2週間以内に県外へ行った場合や県外から帰った場合、利用できないことがあります。

取り組みの期間

5月31日(日)まで

※国の施策や県内の状況などにより必要な場合は期間を変更します。

☎福祉課 ☎(21) 0265
☎介護医療連携課 ☎(21) 0299

新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ

国が全国へ向けて発令した緊急事態宣言が5月31日まで延長されました。5月11日の時点で高梁市内には感染者が出ていませんが、今も予断を許さない状況が続いています。

私たちは引き続き、感染の拡大を抑えるという共通の目標を持って行動しなければなりません。全ての人が思いやりを持ち、お互いの距離を保って行動することが求められています。

また、最前線で働く医療従事者の皆さんへ感謝をし、安全に診察や看護を行えるよう、皆さん一人一人が感染予防に努めましょう。

感染症対策室を設置

新型コロナウイルス感染症対策に全市を挙げて取り組むため、市長直轄に「感染症対策室」を新たに設置し、担当政策監、専属職員5人、兼務職員4人を配置しました。

感染症対策室は新型コロナウイルス感染症対策本部事務局として、新型コロナウイルス感染症に関する市の状況、対策などの情報収集・発信機能を強化し、市をあげて感染症対策に取り組めます。

また、給付金事務を担い、感染症に関する臨時・緊急事務に対し速やかな対応を行います。

- ①設置場所は市役所1階市民ホール内とし、次の業務を担当します
 - ②新型コロナウイルス感染症に係る総括的な調整に関すること
 - ③新型コロナウイルス感染症に係る給付金に関すること
 - ④高梁市新型コロナウイルス感染症対策本部の事務局に関すること
- ☎感染症対策室 ☎(21) 1180

届け出や証明請求は電子申請や郵送をご利用ください

新型コロナウイルス感染症対策のため、市役所への届け出や証明請求などについて、インターネットや郵送などをご利用ください。

また、来庁される場合は、手洗いや咳エチケットを徹底していただくなど、感染予防にご協力ください。

郵送での手続きが可能なもの

- ①転出届
- ②戸籍証明や住民票の写しなどの請求

混雑を避けるために

- ①市民課の窓口は、休日明けなどに大変混雑し、手続きに時間がかかる場合があります。できるだけ休日明けを避けていただき、また各地域局での手続きをお願いします。
- ②自宅のパソコンで窓口請求書の様式をダウンロードできます。来庁前に記入することで市役所での滞在時間を短くすることができます。
- ③住所異動届の届け出は新住所に異動してから14日以内の手続きが原則ですが、新型コロナウイルス感染症対策のため、届け出期間を経過した後でも正当な理由があったとして通

市役所の窓口対応について

市民の皆さんには、各課での手続きについて、電話や郵送、電子申請などの利用をお願いします。

市では、市職員間の感染リスクの分散を目的に、所属ごとの時差出勤や分散出勤など、勤務体制の変更に取り組んでいます。

来庁時には窓口などでお待ちになる時間が長くなるなどご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

☎総務課 ☎(21) 0205

